



平成 19 年 11 月 26 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 新 井 組
代 表 者 名 取 締 役 社 長 酒 井 松 喜
(コード番号 1854 東証・大証第 1 部)
問 合 せ 先 常 務 執 行 役 員 管 理 本 部 副 本 部 長
山 下 博 行
(TEL. 0798-26-8156)

内部統制システム構築の基本方針の一部改定について

当社は、平成 19 年 11 月 26 日開催の取締役会において、「内部統制システム構築の基本方針」の一部改定を下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

改定項目及び理由

「1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」

コンプライアンス体制の横断的統括を目的として、企業活動管理委員会を設置し、コンプライアンスの推進のためコンプライアンス推進部会をさらに推進強化するため、「コンプライアンス委員会」として組織強化を図りますとともに、「独占禁止法遵守委員会」をあらたに設け、独占禁止法違反行為の排除と教育等を推進いたします。また、通報や相談について、内部及び外部窓口を設け、適切な対策を講じるよう徹底いたします。

「2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制」

「3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

「5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制」

該当規則の一部改定に伴い、改定いたしました。

なお、改定箇所は下線で示しております。

以 上

内部統制システム構築の基本方針

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の『基本方針並びに行動指針』に基づき、コンプライアンスマニュアルを制定し、取締役・従業員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動憲章を定める。また、コンプライアンス体制を指揮・監督する企業活動管理委員会（以下、「委員会」という。）を設け、全社のコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、その推進のために委員会にコンプライアンス委員会及び独占禁止法遵守委員会を設けるとともに、各部門にコンプライアンス・オフィサーを配置し、法令遵守体制の構築・維持・整備を行うものとする。

取締役・従業員は、グループ各社における重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、コンプライアンスマニュアル並びに内部通報規則に従い、内部または外部通報窓口に通報するものとする。委員会の委員長は、当該報告された事実についての調査を指揮・監督し、委員会において必要と認める場合は適切な対策を決定する。

また、法令違反等の未然防止、早期発見・早期解決のために、相談窓口を管理本部法務室に設置する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、文書管理規則に従い、文書もしくは電磁的媒体（以下、「文書等」という。）に記録し、保存する。取締役及び監査役は、文書管理規則により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

組織横断的リスク状況の監視並びに全社的対応はリスク管理規則に基づき経営企画部が行うものとする。各個別リスクは、経営企画担当取締役の指揮及び経営企画部の指導のもと各担当部門において、規則・ガイドラインの立案、教育研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。また、リスクが発生したときまたはそのおそれがあるときについては、当該部署は経営企画部を通じて経営会議等に直ちに報告するとともに、取締役会において対応責任者となる取締役を定め、速やかに対応措置を講ずるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役・従業員が共有する全社的な目標を定め、この浸透を図るとともに、効率的かつ機動的な職務執行のために、取締役及び執行役員等で構成する経営会議において重要事項を審議するものとする。

また、ITを活用したシステムにより情報を取締役会に迅速に提供するとともに、効率化を阻害する要因を排除・低減するなどの改善を実施し、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ各社は、それぞれ法令遵守体制、リスク管理体制を構築し、当社は関係会社管理規則及びコンプライアンスマニュアルによりグループを管理する体制を整備し、管理本部長はこれらを横断的に管理するものとする。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役は、監査役または監査役会より、監査役の職務補助者の設置の要望があった場合は、その選任を行うなど適切に応じるものとする。

7. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役の職務補助者は、その命令に関して、取締役の指揮命令を受けない。また、職務補助者の人事考課・異動等は監査役会の同意を得なければならない。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役・従業員は、取締役会・経営会議等の監査役の出席する重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。また、会社の信用の低下・業績への悪影響の事実、法令・定款に違反する事実、またはそれらのおそれのある事実を発見したときは、速やかに監査役に対し報告を行う。

取締役・従業員は、監査役がグループ各社の業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

9. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、監査役会と定期的に会合を開催するものとする。また、監査役会は、必要に応じて高度な専門性を有する専門家に監査業務に関する助言を受ける機会を保障されるものとする。

以 上